

# 『 MNFCフライングクラブ会則 』

(平成 24 年 2 月 11 日発行 第1版)

## 第1条 (名称)

本クラブは、『 MNFCフライングクラブ 』と称す。

## 第2条 (目的)

「ゆったり・のんびり」を主とし、各自マイペースで良識を持ちラジコンヘリコプター・飛行機等を介して、クラブ員相互の親睦はかることを目的とする。

## 第3条 (事務局)

本クラブの事務局は、札幌市豊平区西岡 4 条 10 丁目 2-1 に置く。

## 第4条 (飛行場)

飛行場は新篠津村新高倉の土地を無償借用し使用する。

## 第5条 (借用日時)

原則として午前9時から日没まで毎日利用可能とする。

## 第6条 (飛行場の利用規定)

別途定める飛行場の使用規定に基づく。

## 第7条 (役員)

本クラブは役員として 会長1名、 副会長1名、 会計1名、 顧問 1 名 を総会で選出し、その任期を1年とする。

## 第8条 (総会)

総会は年1回とし、クラブの会則その他の議案を審議決定する。  
役員およびクラブ員から審議提案がある場合は臨時開催する。

## 第9条 (会費)

入会金は 20,000円(不返還)、年会費は 15,000円(不返還)、とし、クラブの運営などに使用する。尚、  
年会費は総会にて過半数以上の同意を持って変更可能とする。その場合は事前にクラブ員に告知するものとする。会計年度開始1ヶ月以内にクラブ会計口座へ原則として振込とする。

## 第10条 (臨時会費)

会費に不足が生じた場合は直ちに徴収しこれを補う。  
この場合は会員の均等割とする。

## 第11条 (会計年度)

毎年1月1日より12月末日とする。  
会計は、年1回クラブ総会で会計報告し役員の承認を受ける。

## 第12条 (入会)

新会員は原則として会員 1 名以上の推薦で役員が承認する。  
入会金及び年会費の振込をもって正式クラブ員とする。  
RC保険証書のコピーを役員へ提出する事。

## 第13条 (退会及び休会)

退会、休会をする者は速やかに事務局へ報告する。本クラブ員として不相当と認められる者は、役員会の承認をもって退会をさせることができる。1年間会費未納者は会員名簿より自然抹消とする。

## 第14条 (補則)

1. 飛行調整を他のクラブ員に依頼し、その結果故障または墜落した場合の修理責任は、原則として依頼した人が負うものとする。
2. クラブ運営に関してはクラブ員の意見を尊重し、その他の不測の事態には、すべて役員会に一任する。

#### 第15条 (安全対策として)

1. クラブ員及び役員より当、専用飛行場に不適切と認められる機体の飛行を禁止する事があります。  
(大型ガソリン機・ジェットエンジン機など)

#### 飛行場利用規程

1. 使用時間帯について
  - ・原則としてAM9時より日没または目視可能時間内とする。
2. 飛行場への進入経路について
  - ・飛行場の定められた経路を低速で進入すること。
  - ・地質悪化、水たまり等があっても迂回してはならない。
3. 飛行空域について
  - ・原則クラブハウス前方(西側)約300メートルの芝生及び周辺の湿地帯を範囲とする。
  - ・原則クラブハウス後方(東側)への飛行は行ってはならない。
4. 飛行場使用について
  - ・ヘリコプターは年中飛行をすることができる。飛行機に関しては9月下旬から翌年の4月中旬までとする。(飛行場周辺の作物の状況により役員より時期を告知する)
  - ・4月下旬より12月上旬までは芝生の飛行場を使用する。その他の冬季間は近隣の積雪上の畑とする。なお、この期間は、原則ハウス・トイレの使用はできない。
  - ・飛行場の使用者はラジコン保険を必ず携帯すること。
  - ・飛行場内での不測の事故に対しては、その当事者がすべての責任を負わなければならない。
  - ・模型エンジンには消音効果のあるサイレンサーを付け、低騒音化に努めること。
  - ・同時飛行は最大で2機まで(2機の内、上空飛行は1機まで)とし、他に調整用として1機を認める。
5. バンド管理について
  - ・上空飛行には、ラジコン空専用電波以外の使用を禁止する。
  - ・使用周波数は(40~70MHz内)の場合1人1波を原則とする。
  - ・複数バンドを所持している方は、入会時若しくは所持したとき速やかに役員に申告すること。
  - ・送信機の電源を入れる前に必ずバンド管理を徹底し、他の会員に確認すること。
  - ・2.4GHZ帯の使用については前項の管理は除外する。
6. 飛行方法について
  - ・飛行前には送信機及び機体のチェックをし、異常がないか確認すること。
  - ・エンジン始動時は周囲の安全を確認し、原則、2名以上で行うこと。
  - ・飛行を開始する場合はクラブハウスから20m以上離れて離陸すること。
  - ・他の操縦者の後ろからの離陸は絶対に行ってはならない。
  - ・2名以上同時に飛行する場合は直線上に30m以上の距離をとって並び飛行すること。
  - ・クラブハウス前方は、原則ホバリング、その奥は上空飛行エリアとする。
  - ・飛行中、場内すべての人は上空のチェックを怠らないこととして、不測の事態発生する恐れのある場合は、周囲に大きな声で知らせること。
  - ・着陸後は速やかにエンジンを停止し、機体及び送信機の電源を切ること。
7. 墜落機について

- ・墜落機が周辺の田畑に墜落した場合、自己の責任で直ちに地主さんに連絡を取りその指示に従い絶対無断で田畑に立ち回らないこととする。
- ・墜落機が発生した場合は捜索終了まですべての飛行を禁止する。
- ・墜落機の捜索には1名を残し、全員で捜索に当たること。
- ・墜落機を発見した場合はその場ですべての部品を回収し、破損した部品であっても放置してはならない。
- ・墜落した原因は早期解明すること。

#### 8. クラブハウス利用について

- ・飲食は自由だが、生じたゴミはすべて各自で持ち帰ること。
- ・暖房は備え付けの器具以外は使用してはならない。
- ・備品を破損した場合は各自の責任において速やかに現状復帰すること。
- ・原則としてハウス内に個人所有の物を置いて帰ってはならない。
- ・ハウス・トイレは常に清掃し美化に努めること。
- ・最後に帰る者は火元、戸締まりを確認してから帰ること。

#### 9. マナー及び保安活動について

- ・たばこの吸い殻、ジュースの空き缶などのゴミは絶対に持ち帰ること。
- ・飛行場はメタンガス発生の危険があるため地面での焚き火は絶対に行わないこととする。ビニール、プラスチック及び紙類は燃やさないこと。
- ・飛行場外の周囲のゴミなども拾い、持ち帰ること。
- ・周辺住民及び農業従事者に十分配慮すること。
- ・不測の事象が発生した場合は速やかに会長に報告すること。

#### 10. 草刈について

- ・5月中旬より10月初旬まで芝生等の草刈を行う。全員で協力して原則年10回程度行う。道具は自走式・手動式草刈機で行うが、地主さんの車庫にある場合は必ず連絡して使用すること。

以上のルールを厳守して安全に、そして協力、協調し合い、相互の親睦を図ること。

#### 当クラブのプライバシーポリシー

1. 個人情報とは、当該情報に含まれる氏名・電話番号・メールアドレス・その他の記述等により、特定の個人を識別することができる情報をいいます。
2. 個人情報の収集は、お問合せや新規クラブ員募集に申し込みをされた場合、個人の情報を収集することがあります。
3. 利用目的は、お問合せの返信やクラブ運営上必要な場合にのみ利用し、第三者に開示・提供することはありません。しかし、法令に基づく、国の機関による開示要求があった場合には、協力する場合があります。
4. 個人情報は、サーバーに保管せず、もっとも安全な方法により保管し適切な取扱いを行います。
5. 個人情報の訂正・削除は、クラブ役員に申し出てください。